

# 障害者支援について

現在、大学における障害のある学生の在籍者数は顕著に増加しています。各大学において、これまでも障害のある人への支援を行われていましたが、増加するニーズに対して、これまで以上に修学・修労支援体制の整備が必要な状況になっています。

九州大学では、2014年度に障害のある学生および教職員等の支援（以下、障害者支援）を行うことを目的とした専門部署として、キャンパスライフ・健康支援センターに「コミュニケーション・バリアフリー支援室」が設置されました。

専門部署が設置される前から、障害者支援は行われていましたが、明確な窓口や専任の教職員は配置されていませんでした。しかし、社会的な動向にも対応する形で、障害者支援の専門部署を開室することになりました。開室以降、支援対象者は増加し、2015年度においては600名（のべ人数）を超える人数となっています。

そのうちの4割が学生本人、6割は教職員・保護者であり、当事者への支援（直接支援）だけでなく周囲の環境への支援（支援者支援）も重要視して業務を行っています。

専門部署の設置以降、様々な支援において学生の所属部局をはじめ、関連する部局や相談窓口と連携しながら障害者支援をすすめてきました。支援のノウハウや資源も、当初に比べれば随分充実してきたように思いますが、ハード面・ソフト面ともに課題は多く残されています。2016年4月には「障害を理由とする差別の解消に関する法律（障害者差別解消法）」が施行されました。この法律では、国立大学法人の義務として、障害のある人に対する「不当な差別的取り扱いの禁止」と「合理的配慮の不提供の禁止」を求めています。

このようなことは法律で義務化される以前に、大学として確保すべき事柄といえるでしょう。しかしながら、このような法律をきっかけに、より強く意識していくことが必要になるのです。

今後、障害者差別解消法の施行にあわせて、九州大学には法的義務が生じます。九州大学では、障害のある人に対して、

- 九州大学就業通則第28条
- 国立大学法人九州大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する規程
- 障害を理由とする差別の解消の推進に関する実施要領

上記の3点に定めているとおり、所属部局と学内外の関連機関が連携して支援をおこないます。

本ガイドブックには、九州大学における障害者支援のシステムやコミュニケーション・バリアフリー支援室の紹介、各種障害に関する基礎的な知識・支援方法を整理しました。実際に障害のある学生に対応する場合には、その都度、個別に相談していくこととなりますが、その手がかりとしてご活用いただければと思います。

## ※「障害」「障害者」の表記について

本学では社会的統合モデル(WHOのICFモデル)にたち、「障害」とは、個人に帰属されるものではなく、個人と社会とのあいだにある取り除くべき社会的障壁であると考えています。このようなことから、本学ホームページや各種広報物においても「障害」「障害者」を用いています。